

# 市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

## 市・県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日に府中市に住所があった人で、  
▷金額の多少にかかわらず、令和4年中に給与や公的年金以外の所得があった人  
▷給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されていない人 など  
※確定申告書を税務署に提出した人は、市・県民税の申告は必要ありません。

該当する人は市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料についての申告が必要ですので、定められた会場で申告をしてください。  
また、申告の義務がない場合でも、市・県民税の所得控除などを受ける場合は申告をすることができます。  
なお、府中市で所得の把握ができていない人には、別途申告を依頼する場合があります。

## 申告に必要な主なもの

- マイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認書類  
※通知カードは令和2年5月22日以降に住所や氏名に変更があった場合、マイナンバーを証明する書類として使用できません。
- 「利用者識別番号」を確認できる書類など…番号を取得済みの人  
※上下町民会館、府中市文化センターの会場で確定申告をする場合、個人の利用者識別番号が必要になりました。事前に国税庁のホームページからオンライン登録を行うとスムーズに申告ができます。
- 収支内訳書、あるいは収支などを記載した帳簿類や領収書など経費の分かる書類…営業、農業、不動産所得のある人
- 外注主の工賃額の証明書など…内職など外注工賃収入のある人
- 医療費控除の明細書、医療保険者から交付を受けた医療費通知書またはセルフメディケーション税制の明細書…医療費控除を受ける人  
※令和2年分の申告から領収書での申告受け付けができなくなりました。

詳しくは問い合わせてください。

## 市・県民税の申告会場

| とき     | ところ             | 対象地区             |             |
|--------|-----------------|------------------|-------------|
| 2月     | 上下町民会館2階        | 階見・小塚            |             |
|        |                 | 小堀               |             |
|        |                 | 井永・佐倉・水永・岡屋      |             |
|        |                 | 二森・有福            |             |
|        |                 | 深江・国留            |             |
|        |                 | 矢野・矢多田・松崎        |             |
|        |                 | 上下               |             |
|        |                 | 28日(火)           | 府中市文化センター3階 |
| 3月     | 1日(水)           | 阿字町・河佐町・久佐町      |             |
|        | 2日(木)           | 河面町・篠根町・河南町・三郎丸町 |             |
| 3日(金)  | 父石町・僧殿町・諸毛町・小国町 |                  |             |
| 6日(月)  | 中須町・用土町         |                  |             |
| 7日(火)  | 高木町             |                  |             |
| 8日(水)  | 栗柄町             |                  |             |
| 9日(木)  | 土生町・府川町・目崎町     |                  |             |
| 10日(金) | 元町・鶴飼町・桜が丘      |                  |             |
| 13日(月) | 府中町・出口町・上山町・荒谷町 |                  |             |
| 14日(火) | 本山町・広谷町         |                  |             |
| 15日(水) | 市内全域で申告がまだの人    |                  |             |

※今年度から上下町民会館での受付時間が変わりましたので、注意してください。

## 会場での新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

### 予防のために

- ▷マスクを必ず着用してください。
- ▷体温が37.5度以上ある人は入場をお断りすることがあります。

### 滞在時間短縮のために

- ▷営業・農業・不動産所得がある人は、収支内訳書を事前に作成してください。
- ▷医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書を事前に作成してください。

### 室内の密集を避けるために

- ▷できる限り対象地区の該当日に来場してください。
- ▷例年、午前に比べて午後からの来場者が少ない傾向にあります。都合のつく人は、時間による来場者の分散に協力してください。
- ▷上下町民会館は使用する部屋のスペースの関係上、30分につき20人までの人数制限を行います。21人目以降は目安の時間をお伝えした上で再来場をお願いします。再来場が難しい人は別室で待つことができます。